

船舶事故調査報告書

令和7年8月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	養殖施設損傷
発生日時	令和6年4月13日 06時00分頃
発生場所	宮城県七ヶ浜町花淵埼南東方沖 花淵灯台から真方位079° 1,075m付近 (概位 北緯38° 17.8' 東経141° 05.8')
事故の概要	遊漁船 ^{きずみ} 希純丸は、航行中、養殖施設に進入し、同施設が損傷した。
事故調査の経過	令和6年4月30日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	遊漁船 希純丸、5トン未満（長さ6.34m）
船舶番号、船舶所有者等	210-32703宮城、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特定
負傷者	なし
損傷	本船 なし 養殖施設 ロープ等に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客5人を乗せ、遊漁の目的で、宮城県岩沼市東方沖の釣り場に向けて、係留地を出航した。</p> <p>本船は、船長が単独で操船に当たり、GPSプロッターを作動させ、手動操舵により約12～13ノットの対地速力で花淵埼東方沖に設置されている‘宮城県知事から免許を受けた区第3411号と称する養殖施設’（以下「本件施設」という。）と別の養殖施設との間を航行していた。</p> <p>船長は、本船が南南東進中、本件施設の浮き球を船首至近に認め、減速したものの間に合わず、本船は本件施設に進入した。</p> <p>船長は、釣り客にけががないことと船体に浸水等がないことを確認した後、本船は、係留地に自力で帰航した。</p> <p>船長は、本事故前、GPSプロッターの画面に表示された過去の航跡を注意深く見ている間に無意識のうちに少し左舵を取ってしまい、本船が僅かに左転しながら本件施設に接近していることに気付かなかった。</p> <p>船長は、遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）に基づき、宮城県知事から遊漁船業者の登録を受け、自らを遊漁船業務主任者に選任して、遊漁船業を約5年以上営んでおり、事故発生場所付近の航行経験は豊富であった。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図 参照）</p>

<p>分析</p>	<p>本船は、花淵埼南東方沖を南南東進中、船長が、GPSプロッターの画面を見ることに意識を集中し、周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、本船が僅かに左転しながら本件施設に向かって航行していることに気付くのが遅れ、本件施設に進入し、本件施設が損傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、ふだんからGPSプロッターに記録された過去の航跡を参考にしながら航行していたことから、GPSプロッターの画面に表示されていた過去の航跡を見ることに意識を集中し、周囲の見張りを適切に行っていなかったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、花淵埼南東方沖を南南東進中、船長が、GPSプロッターの画面を見ることに意識を集中し、周囲の見張りを適切に行っていなかったため、本船が僅かに左転しながら本件施設に向かって航行していることに気付くのが遅れ、本件施設に進入したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、養殖施設など障害物の近くを航行する際は、特定の計器の画面を継続して見ないようにし、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。

付図1 事故発生経過概略図

